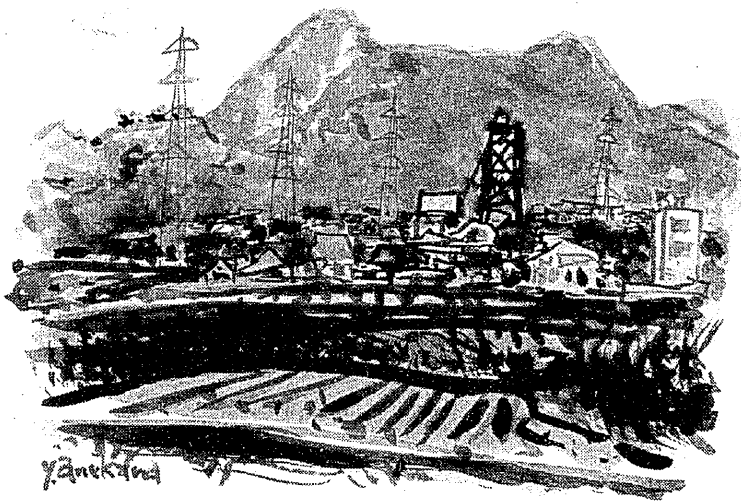


三池のあしあと



万田山

画 姉川良男

大正七年、日本全国をゆるがした米騒動は三池のヤマにも燃えひろがった。万田鉱(当時は玉名郡荒尾村)の場合、米騒動というより、日ごろの不満が高まっていた検炭問題から端を発した。賃上げ要求、会社の体質改善を迫る暴動の様相が強かった。軍隊が出動、鎮圧するなど犠牲も大きかったが、これを契機に検炭規定、医局、売動場の改善など労務管理にも意が注がれるようになった。万田山の麓にある万田立坑、社宅などがわずかにその面影を残す。



Vサインを

西ブロック 沖 昭子

先ほどたかわれた統一地方選の前半戦、県知事、県議、政令都市の市議の選挙では、中曽根自民党政府の売上税導入、マル優廃止、防衛費突増など、反動政治に対する国民の審判がくだされ、自民党でテレビの前になりました。

が惨敗し、とくに福岡、北海道はその天王山として全国の注目をあびてきた中で圧勝しました。

選挙は「おたかさん」の影響で女性有利のようなので「島」さんも当選よ。私も一票入れるが「女性の方が有権者も多いし、きつとVサイン」を、励ましてくれました。

憲法施行40年

いま憲法とは何か 改憲路線との闘い

五月三日は憲法施行四十周年の記念日です。
第二次大戦直後の一九四七年(昭和二十二年)、わたしたちは幾多の人命を奪い、尊い人間性を無惨に踏みつけた戦争を二度と起こすまいと固く心に誓って、平和・民主主義・基本的人権の保障を高くかかげた新しい憲法を制定しました。

あれから四十年。憲法はわたしたちの暮らしに根づいていますが、戦後政治の総決算をとなえる中曽根首相や自民党などは、公然と、あるいは密やかに憲法改正を叫び、その空洞化をすすめています。

四十年の歴史は、憲法を守る者と敵視する者とのたたかひの歴史でもありましたが、いまは「生かそう憲法、くわうと政治」が求められている時代ではありません。

憲法Q&A

13、国会、内閣、司法の三権のうち国会が「国権の最高機関」である。

14、憲法改正には国民投票が必要である。

15、大臣には憲法を守る義務はない。

憲法クイズ

次の文は日本国憲法第九条です。A、B、C、D、Eの○×で答えてください。

1、憲法は百八条までである。

2、首相は天皇が任命する。

3、「自衛の権利」が明記されている。

4、自衛隊のことを「戦力なき軍隊」としたのは吉田茂首相である。

5、言論・出版の自由は「公共の福祉に反しない」範囲内で保障されている。

6、憲法に違反する法令は無効である。

7、日本国の元首は天皇である。

8、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」と規定している。

9、中曽根首相の「憲法改正の歌」がある。

10、労働三権(団結権、団体交渉権、団体行動権)は憲法が保障している。

11、義務教育は無償、とは定めていない。

12、国会は「招集」ではなく「召集」となっている。

第九条 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のFは、これを認めない。

第九條 1 日本国民は、正義と誠実に希求し、国権の発動たるBと、武力によるC又はDの行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれをEする。

食べて健康をつくる

②

元氣百菜豆一生とみそ汁

永山久夫

ことわざの中には、すばらしい科学的なものが少なくない。たとえば「元氣百菜豆一生」。百菜を「百歳」にかけているのは、いうまでもない。

元氣で、長生きしたかったらおかずは、野菜を中心にして、イモ類や海藻、そして、魚や肉なども少し加え、すききらいをしないで、まんべんなく食べなさいといっている。

「豆」は、生涯を通じて食卓から、豆腐やきな粉、みそ汁、納豆などをきりきりしてはだめだということ。

現在の大方のみそ汁は、汁ばかりで、実はほんの少ししか入っていない。塩分を中和するカリウムが多くなるから、塩の心配など御無用である。

みその原料の大豆には、老化防止のレシチンがたっぷり。元氣百菜豆一生は、「おみそ汁」を通じて、日本人が古くから実行してきた、「元氣の出るメニュー」だった。(ながさみひさお・食文化史研究家)

くらしの知恵

チキンソテーのソース

肉とチキンなどの具は最初にためて取り出します。再び油を入れ卵をいため、その中に具を入れて混ぜます。最後に冷ましておきましょう。

おみそ汁に別れを

お料理で卵の黄味だけ使ったものがよくあります。余った白味の運命がいか……。使いたまわなければ、とりあえず冷凍しておきましょう。